

阿賀野市告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、阿賀野市営バスの利用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月18日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 徴収事務の委託を受ける者

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 株式会社宇尾野設計・機工 | 新潟県阿賀野市山口町二丁目4番24号 |
| (2) 株式会社新和旅行 | 新潟県阿賀野市庄ヶ宮680番地1 |
| (3) 株式会社佐藤モータース | 新潟県阿賀野市飯山新585番地の2 |
| (4) 五頭タクシー株式会社 | 新潟県阿賀野市下条町1番16号 |
| (5) 有限会社白鳥タクシー | 新潟県阿賀野市中央町一丁目6番8号 |
| (6) あがのタクシー株式会社 | 新潟県阿賀野市下条町1番7号 |

2 委託する事務の範囲

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例（平成16年阿賀野市条例第21号）第3条に定める利用料の徴収

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 徴収事務を委託した日

令和8年4月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで